

2018年 2月22日  
ニフティ労働組合第36号

富士通クラウドテクノロジーズ株式会社  
代表取締役社長  
愛川 義政 殿

ニフティ労働組合  
執行委員長  
西原 俊輔



## 要 求 書

ニフティ労働組合は、富士通クラウドテクノロジーズ株式会社に対し、組合員の生活と労働条件の維持・向上のために次の通り要求します。

### 【要求事項】

#### 1. 賃 金

##### (1) 賃金改善

現行個別賃金水準の維持を図った上で、一般クラスの平均ポイントである「33ポイント」をモデル賃金とし、「3,000円の改善」を図る。

実施期日

2018年3月21日よりとする。

##### (2) 年齢別最低賃金

18歳見合いの基準として164,000円(現行161,000円)に改善を図る。

#### 2. 一時金

##### (1) 平均要求

	年 間	一 期
金 額	1,522,000円	761,000円
月 数	5.0ヶ月	2.5ヶ月

##### (2) 交渉ベース

2018年1月20日現在の今次一時金の交渉ベースは304,368円とする。

##### (3) 一時金における最低保障率

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

#### (4) 支給日

夏季一時金 2018年 6月19日 (火)

年末一時金 2018年12月10日 (月)

### 3. 労働協約の改訂

#### (1) 働き方の改革

組合員一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境づくりに向け、以下について改善を図る。

##### ① 健康を守るための取り組み

心身ともに健康で働き続けるため、時間外労働及び休日労働に関する協定における「一般業務の特別な事情がある場合」と「研究開発業務」の協定時間を1ヶ月80時間以下に見直す。

#### (2) 生活と仕事の両立

介護などの家族的責任や病気の治療など、「生活仕事の両立」をより一層図るため、以下について要求する。

##### ① 介護と仕事の両立支援 (労働協約第34条 休職)

・従業員の家族が余命宣告を受けるなど重篤な状態にある場合、対象となる家族とともに過ごす時間を希望する従業員に「介護・介護準備休職規程」の適用を認める。

・介護短時間勤務制度の適用期間を「事由が消滅するまで」とする。

##### ② 治療と仕事の両立支援 (労働協約第34条 休職、第66条 諸休暇)

・ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全、厚生労働省の指定難病の罹患者、または不妊治療を行っている者を対象にする、短日勤務、フレックス短時間勤務の適用を認める。

・不妊治療を行っている者を対象に休職の適用を認める。休職期間は通算して1年を最長とし、通算期間内で複数回の取得を可とする。

・ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全、厚生労働省の指定難病のため所定就業日を休む場合、積立休暇の1日および半日単位の取得を認める。

#### (3) 協約の有効期間 (労働協約第85条 協約の有効期間)

この協約の有効期間は2018年4月1日より2020年3月31日までとする。

## 【独自事項】

### 1. 働き方の改革への取り組み

「場所にとらわれない働き方」の利用実態改善の観点から、現行のテレワーク勤務制度の適用範囲の拡大ならびに利用促進を行う。

### 2. 職場環境改善への取り組み

執務スペースの狭隘化と、複数のネットワーク利用による業務効率の低下を踏まえ、現状を改善するための協議を行う。

### 3. 教育制度改善への取り組み

分社後の経営方針に基づく教育制度が明確でないことから、体系整備に向けた協議を行う。

### 4. 旅費の改訂

#### (1) 単身赴任手当

男女共同参画社会の実現や女性活躍推進に向け、男性の家族的責任（家事、育児、介護等への参画）の観点から、対象者が安心して働ける環境の整備、単身赴任に伴う二重生活の負担軽減のため、単身赴任手当支給基準の見直しを図る。

・単身赴任手当支給基準：1ヵ月につき、「45,000円+2回の往復帰省旅費実費相当額（定額）」とする。なお、往復帰省旅費実費相当額は時間、費用等の条件が最も妥当な交通手段、経路とする。

#### (2) 実施期日

2018年4月1日よりとする。

以 上